

ダーウィンタイムズは、弁護士法人 ダーウィン法律事務所が発行している事務所報です。是非ご覧ください。



2020年 オアフ島にて

令和2年4月より施行される改正民法の注意点 と、新型コロナウイルスによる影響と法務につ いてご案内いたします。



惜春の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

新型コロナウイルスによる影響にて、全都道府県にて緊急事態宣言が出され事業活動、消費活動の自粛が要請されております。

弊所でも、新規相談はビデオ会議等のオンラインに移行し、間髪入れず皆様の活動のサポートをさせていただき体制を整えております。このような時期だからこそ、法律家として少しでも皆様にお役に立てますように、弊所に寄せられた相談等を踏まえ、情報のご案内をさせていただきます。

また、立川、八王子を含む三多摩エリアへのサービス拡充のため、令和2年5月1日より正式に立川オフィス（立川駅南口徒歩3分）が稼働いたします。

何卒皆様ご自愛のほど、よろしく願い申し上げます。





弁護士荒川香遥



契約条項の確認など、お気軽にご相談ください!!

民法改正と契約実務について。

121年ぶりに民法が改正され、取引内容によっては、抜本的に権利義務が変更となりました。弊所業務で重要と思われる点を4つご紹介いたします。

①消滅時効

債権者が権利を行使できることを知った時から5年と改正され、短期・商事消滅時効は廃止となりました。そのほか、交通事故被害者（人身に限る）の賠償請求権の時効は2年延長され、5年となりました。

②法定利率

これまで年5%（商事は6%）の固定利率であったのが、3年ごとに利率が見直されることとなり、施行時は3%とされました。

③保証（連帯保証）・賃貸借の保証

個人が保証を行う場合の保証範囲を明確にするために、極度額の明示、主債務者の財産収支状況の情報提供義務、事故発生時への保証人への通知義務などが明記され、保証人の権利が明確化されました。特に賃貸借契約などの継続的な契約では、2020年4月1日以降の更新時から適用されますので注意が必要です。

④瑕疵担保から契約適合責任へ

瑕疵という言葉から契約適合責任という言葉に変わりました。契約内容書の内容が今まで以上に吟味されることになることが予想されるため、責任の所在を明確化しトラブルを避けるために、契約書条項の見直しが必要な箇所といえます。

弁護士岡本裕明



この時期を乗り切りましょう!!

新型コロナウイルスによる自粛要請と企業対応

新型コロナウイルスによる自粛要請に伴い、店舗閉鎖など企業運営に多大な影響がでています。寄せられたご相談から、4点をご紹介いたします。いただいた御相談に対して全般的にご回答申し上げているのは、従業員の士気が下がらないように対話が重要になるという点です。

①自主休業と給料支払い

前提として、会社都合による休業になりますので、従業員への給料を支払う義務があります。緊急事態宣言に伴う自粛要請の場合も、厚生労働省の見解によれば、「会社都合となり得る」ため、休業手当が必要とされています。具体的には給料の60%の支払が求められます。解釈として異論があるところであり個別具体的な対応についてはご相談ください。

②賃料増減額

店舗閉鎖によっても賃料支払い義務はあります。この場合、例えばですが、保証金（敷金）から当面の賃料を充当してもらえないかなどの交渉も考えら

れます。いきなり減額の通知を送ることでオーナーとの関係がこじれる可能性もありますので注意が必要です。

③従業員の解雇

事業悪化に伴う整理解雇と同じ議論であり、人員削減の必要性、解雇の必要性、人選の合理性、解雇に至る手続が労使間の信義則に反しないことという4要件を充足する必要があります。事業内容によっては短期間によって急速にキャッシュフローが悪化する場合もある一方で、日本の解雇法制は事業者にとって有利にはできていませんので、慎重な判断が求められます。

④安全配慮義務

事業所で感染者が出た場合、どこで罹患したか判断としないケースも考えられます。対応によっては、会社の安全配慮義務違反が問われることも想定されますので、感染者が発生した場合には慎重な対応が必要です。

TOPICS

“会社のきれいなやめ方”（共著・自由国民社）を刊行！



弊所では、団体交渉、パワハラセクハラ、労災、退職勧奨などの企業労務相談がある一方、辞めたくても辞められない従業員からの相談も寄せられます。辞められない従業員のためにニュースでも「退職代行サービス」が話題になりました。弁護士荒川はこのサービスを提供する弁護士有志のチームに参加し、そのチームで書籍を刊行いたしました。

“Twitter“やっています！！



法知識の平等化という理念のもと、積極的に情報発信を行っております。Twitterをされている方は、是非フォローを頂けると励みになります。

弁護士荒川香遥 @koyorakawa



交通事故、不動産、宗教関係をつづやきます！

弁護士岡本裕明 @okamoto_darwin



刑事事件、企業労務、をつづやきます！

見損きコラム「ダーウィンの真価論」



自粛、在宅勤務、外出禁止・・・

人は豊かになって何を手に入れたか。豊かとはなんだろうか。有り余る時間をどのように過ごすか。他人と接触する機会がなくなり、一人で過ごす時間の中で、人としての真価が試される。私は一人ごう思う。もっとなんか俺でありますように・・・早く長洲剛のコンサートに行きたい・・・

合掌いや乾杯

ご相談・お問い合わせ

ご相談・お問い合わせは、表紙下部記載の電話、ホームページのフォーム、ラインからお気軽にご連絡ください。